

消費者安全法の委任規定の積極的な活用について

平成 24 年 9 月 27 日
消 費 者 庁

第 180 回通常国会において、消費者の財産被害に係るすき間事案への行政措置の導入等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律」が平成 24 年 8 月 29 日に成立、9 月 5 日に公布され、一部を除き平成 25 年 4 月 1 日から施行される。同法による改正後の消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号。以下「改正法」という。)の権限についても、改正前と同様、地方公共団体の委任権限の積極的な活用をお願いしたい。

1. 報告徴収・立入調査権限の委任について

消費者安全法は、法律の施行に必要な限度における報告徴収・立入調査権限を規定している。(改正法第 45 条 改正前の第 22 条)

当該権限は、内閣総理大臣から消費者庁長官に委任されているところ、さらに消費者庁長官は、都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村長が当該権限に属する事務の一部を行うこととすることができるとしている。(改正法第 46 条 改正前の第 23 条)(※地方公共団体の法定受託事務となる。(改正法第 47 条 改正前の第 24 条))

権限の委任に当たり、消費者庁長官は、委任する事務の内容を明らかにして都道府県知事等の同意を求め、同意が得られた場合には、その旨と同事務の内容を官報で告示しなければならないとしている。(消費者安全法施行令第 9 条)

2. 現在の委任範囲の状況

現在、報告徴収・立入調査等の権限の一部を委任している地方公共団体の数は、39 団体(31 都道府県、8 政令市)である。

これらの地方公共団体には、重大事故等^(注1)が発生した場合における報告徴収・立入調査の事務が委任されており、財産被害事案に係る権限に属する事務については、改正法の施行前であるため委任されていない。

(注1) 重大事故等・・・生命・身体について被害が生じる事故の中で被害が重大であるもの、又は事故の兆候のある事態のうちそうした重大事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定めるもの^(注2)をいう。

(注2) 政令で定めるもの・・・①死亡、②負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が 30 日以上であるもの又はこれらが治ったとき(その症状が固定したときを含む。)において内閣府令で定める程度の身体の障害が存するもの、③一酸化炭素その他の内閣府令で定める物質による中毒をいう。

3. 消費者安全法の執行上の課題

これまでに消費者庁が消費者安全法に基づいて注意喚起を行った事案の多くは、東京都に事務所等が所在する事業者に係るものであるところ、都道府県等において委任規定による報告徴収・立入調査権限が活用されれば、幅広い地域の事案への迅速な対応、より効果的な消費者被害の発生・拡大の防止が期待される。

また、平成 24 年 9 月 4 日付けの消費者委員会の「医療機関債に関する消費者問題についての提言」において、消費者安全法の執行強化に資するよう、委任の範囲の拡大等当該委任を積極的に活用し、都道府県が同法の運用に参加できるような環境を整備すべきであることが指摘されている。

4. 委任する権限の範囲拡大について

改正法第 40 条に基づいて直接事業者に対して措置を執ることができる「多数消費者財産被害事態」^(注3)についても、報告徴収・立入調査等の権限を委任の対象とすることを検討している。

(注3) 多数消費者財産被害事態・・・「消費者事故等」のうち、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が示す内容・取引条件と実際のものが著しく異なる取引などが行われることにより、多数^(注4)の消費者の財産に被害を生じさせ又は生じさせるおそれのある事態。このうち、いわゆる「すき間事案」の場合に、事業者に対して勧告等の措置を執ることができる。

(注4) 「多数」とは・・・相当数を意味するもので、具体的な数値基準で判断されるものではないが、実際の被害が少数であっても、被害の拡大可能性が認められるのであれば、「多数」に該当し得る。

5. 地方公共団体における調査権限の活用の意義

改正法の施行により、重大な財産被害を生じさせる事業者に対する行政措置等が来年度から導入されることから、都道府県等においても、生命身体事案のみならず、財産被害事案に係る報告徴収や立入調査等を行うことが可能になれば、同法の執行力強化につながることになる。

地方公共団体が消費者安全法の権限を受任することは、既存の法令が適用されるかどうかは必ずしも明らかでないものなど、景品表示法や特定商取引法等の既存法令に基づく調査により難しい事案への対応が求められた場合に、消費者安全法を根拠とした調査権限の活用という選択肢が加わることになり、より一層、機動的な対応が可能となり、消費者である住民の利益に合致するものと考えられる。

地方公共団体におかれては、地域における消費者被害の発生・拡大の防止、同法の委任規定による調査権限の積極的な活用を御検討されたい。

6. その他

法的措置を採るに至った案件で、地方公共団体が調査権限を行使したものについて、その公表方法について検討している。

【スケジュール案】

～12 月：地方公共団体からの意見聴取、アンケート

25 年 1 月：地方公共団体からの意向確認（施行令に基づく協議前の意向確認）

2 月：公文による協議（施行令に基づく協議）

4 月：財産事案に係る関係条項の整備及び関係地方公共団体名の追加を内容とする告示改正、官報告示

関係条文等

◎消費者安全法（平成 25 年 4 月 1 日施行 平成 21 年法律第 50 号）（〔 〕は現行）
（定義）

第二条（略）

2～7（略）

8 この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、第五項第三号に掲げる事態のうち、同号に定める行為に係る取引であって次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。

一 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものとは著しく異なるもの

二 前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、政令で定めるもの

（事業者に対する勧告及び命令）

第四十〔十七〕条（略）

2・3（略）

4 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合（当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生（以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6～8（略）

（報告、立入調査等）

第四十五〔二十二〕条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求め、その職員に、当該事業者の事務所、事業所そ

の他その事業を行う場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は調査に必要な限度において当該事業者の供給する物品を集取させることができる。ただし、物品を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2・3 (略)

(権限の委任)

第四十六〔二十三〕条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による権限その他この法律の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

2 前項の規定により消費者庁長官に委任された前条第一項の規定による権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととすることができる。

◎消費者安全法施行令(平成24年10月1日施行 平成21年政令第220号)(〔〕は現行)

(都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととすることができる事務等)

第九条 法第四十六条第二項〔第二十三条第二項〕の規定により都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長(以下この条において「知事等」という。)が行うこととすることができる事務は、法第四十五条第一項〔第二十二条第一項〕の規定により、当該都道府県又は市町村の区域内に事務所、事業所その他その事業を行う場所が所在する事業者に対し、報告を求め、当該場所の立入調査及び質問をし、並びに物品を集取する事務の全部又は一部とする。

2 消費者庁長官は、法第四十六条第二項〔第二十三条第二項〕の規定により、前項に規定する事務を知事等が行うこととする場合には、当該知事等が行うこととする事務の内容を明らかにして、当該知事等がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該知事等の同意を求めなければならない。

3 知事等は、前項の規定により消費者庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を消費者庁長官に通知するものとする。

4 消費者庁長官は、法第四十六条第二項〔第二十三条第二項〕の規定により第一項に規定する事務を知事等が行うこととした場合においては、直ちに、その旨及び当該知事等が行うこととする事務の内容を官報で告示しなければならない。

5 知事等は、法第四十六条第二項〔第二十三条第二項〕の規定により第一項に規定する事務を行ったときは、消費者庁長官に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。

6 消費者庁長官は、法第四十六条第二項〔第二十三条第二項〕の規定により第一項

に規定する事務を知事等が行うこととなった場合においても、自ら当該事務を行うことができるものとする。

7 (略)

◎消費者安全法第四十六条第二項の規定に基づき、消費者庁長官に委任された同法第四十五条第一項の規定による権限に属する事務を都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととする件（平成24年10月1日施行 平成22年消費者庁告示第5号）（〔〕は現行）

一 (略)

二 一の都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととする事務の内容

消費者安全法第四十五条第一項[第二十二條第一項]の規定により、重大事故等が発生した場合（重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があることが明らかである場合を除く。）において、各都道府県又は各市町村の区域内に事務所、事業所その他その事業を行う場所が所在する事業者に対し、報告を求め、当該場所の立入調査及び質問をし、並びに物品を集取する事務